

平成19年10月31日に行われた調印式で取り交わされた合併協定書の内容をお知らせします

1. 合併の方式

合併の方式は、下益城郡富合町を廃し、その区域を熊本市に編入する編入合併とする。

2. 合併の期日

合併の期日は、平成20年10月6日とする。

3. 新市の名称

新市の名称は、熊本市とする。

4. 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置については、熊本市手取本町1番1号(現熊本市役所の位置)とする。

5. 財産及び債務の取扱い

富合町の財産及び債務は、すべて熊本市に引き継ぐ。

6. 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 議会の議員の定数及び任期の取扱いについては、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第2項の規定(定数特例)を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例等に関する法律第8条第5項の規定(定数特例)を適用する。

(2) 議会の議員の報酬及び費用弁償の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。

7. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。

平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。

8. 地域自治組織等の取扱い

市町村の合併の特例等に関する法律第26条の規定に基づき、富合町の区域に富合町合併特例区規約(別紙)を定め、合併特例区を設ける。

9. 地方税の取扱い

両市町において差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事業所税については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、富合地域においては課税免除(合併の年度及びその後5年間)とし、その後は熊本市の例により統合する。

(2) 法人市(町)民税については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定に基づき、富合地域においては不均一課税(合併の年度及びその後5年間)とし、その後は熊本市の例により統合する。

(3) 次の地方税については、合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、固定資産税の納期については、合併年度は必要な経過措置を設ける。

- | | |
|------------|---------|
| ア 都市計画税 | イ 入湯税 |
| ウ 個人市(町)民税 | エ 固定資産税 |
| オ 特別土地保有税 | |

10. 一般職の職員の身分の取扱い

合併時に在職する富合町の一般職の職員(教育長を除く)は、市町村の合併の特例等に関する法律第12条の規定に基づき、すべて新市の職員として引き継ぐ。

職員関係の制度については、熊本市の制度に統合する。

職員の職位、給与等の処遇については、公正に取り扱うものとし、人事管理、給与の適正化の観点から調整し、合併時に統一を図る。

11. 合併市町村基本計画

合併市町村基本計画については、「熊本市・富合町新市基本計画」に定めるとおりとする。

12. 特別職の身分の取扱い

(1) 富合町の常勤の特別職(教育長を含む)については、失職するものとする。

(2) 富合町の非常勤の特別職のうち行政委員会の委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整する。

13. 条例、規則等の取扱い

条例・規則等は熊本市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例、規則等の制定、改正等を行う。

14. 事務組織及び機構の取扱い

事務組織及び機構の取扱いについては、熊本市の機構に統一し、組織の再編、見直しを行う。

富合町については、区域を所管する総合支所を設置し、住民サービスの低下をきたすことのないよう適切な措

置を講ずる。

15. 一部事務組合等の取扱い

(1) 一部事務組合等の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとする。

ア 熊本市市町村総合事務組合及び熊本市市町村職員共済組合については、富合町が合併の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行う。

イ 宇城広域連合については、富合町が合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取扱いについては、合併時までに宇城広域連合と調整を行う。

(2) 富合町にかかる熊本県への事務委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。

16. 使用料・手数料の取扱い

住民の一体性の確保や負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設ける。

17. 公共的団体等の取扱い

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実績等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。

18. 補助金・交付金等の取扱い

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整する。

19. 町名・字名の取扱い

(1) 熊本市の区域内の町名については、現行のとおりとする。

(2) 富合町の区域については「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。

20. 慣行の取扱い

(1) 新市における「市章」、「市木」、「市花」、「市鳥」については、熊本市のものを用いる。

(2) 熊本市における「市歌」、「都市宣言」、「名誉市民」については、新市においても継続する。

21. 国民健康保険事業の取扱い

(1) 富合町の国保料率等については、5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する。

徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する。

(2) 国保健康づくり事業については、合併時に熊本市の例により統合する。

(3) 富合町の療養給付支払等基金の取扱いについては、合併特例区設置期間に、ふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てる。

22. 介護保険事業の取扱い

(1) 介護保険料については、第3期介護保険事業計画期間中(平成18~20年度)は現行のとおりとし、第4期介護保険事業計画期間(平成21~23年度)から熊本市の例により統合する。

(2) 家族介護者教室開催、家族介護者リフレッシュ事業及び高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業については、第3期介護保険事業計画期間中は現行のとおりとし、第4期介護保険事業計画期間から新市の事業として継続する。

(3) 富合町の食の自立支援事業については、第3期介護保険事業計画期間中は現行のとおりとし、その後の取扱いについては、平成20年度までに検討する。

23. 行政連絡機構の取扱い

富合町の嘱託員制度については、合併特例区設置期間の年度内を限度として現行制度を維持するものとし、その後、熊本市の例により統合する。

24. 電算システムの取扱い

電算システムの取扱いについては、熊本市のシステ

ムに統合する。

25. 広報広聴関係事業の取扱い

広報紙及び行政相談については、合併時に熊本市の例により統合する。

26. 納税関係事業の取扱い

(1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、口座振替制度、納税組合、納期及び納付書の発送については、合併年度は必要な経過措置を設ける。

- | |
|----------------|
| ア 固定資産評価審査委員会 |
| イ 納税組合 |
| ウ 口座振替制度 |
| エ 納期及び納付書発送 |
| オ 軽自動車標識交付及び廃車 |

(2) 熊本市取扱金融機関に熊本宇城農業協同組合を加える。ただし、合併年度は必要な経過措置を設ける。

(3) コンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。ただし、電算システムの開発が整い次第実施する。

27. 消防防災の取扱い

(1) 災害備蓄については、新市の事業として継続する。

(2) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。

- | |
|--------------------|
| ア 消防補助金等 |
| イ 消防団運営交付金 |
| ウ 消防水利施設の設置、維持及び管理 |

(3) 防災無線については、合併後、富合町にある現行の無線施設を継続利用する。

(4) 富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置する。

(5) 非常備消防(消防団)については、合併時に熊本市の例により統合する。富合町の消防功労金については廃止する。

28. 交通関係事業の取扱い

交通傷害保険及び交通安全協会については、合併時に熊本市の例により統合する。

29. 窓口業務の取扱い

(1) 勤務時間外の窓口業務の対応については、合併時に熊本市の例により統合する。(熊本市役所本庁舎でのみ戸籍届けの受付を行う。)

(2) 印鑑登録事務及び住民基本台帳カード交付事務については、合併時に熊本市の例により統合する。

30. 保健衛生事業の取扱い

(1) 次の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、子宮がん検診、乳がん検診の対象年齢は合併年度または、合併次年度に富合町が全年齢受診とし、翌年度から熊本市の例により統合する。また、実施場所については、当分の間現行のとおりとする。

- | | |
|---------------|----------|
| ア 肺がん検診 | イ 胃がん検診 |
| ウ 大腸がん検診 | エ 子宮がん検診 |
| オ 乳がん検診 | カ 妊婦健診 |
| キ 結核健診 | |
| ク インフルエンザ予防接種 | |
| ケ 個別予防接種 | |

(2) 女性健康診査については、新市の事業として継続する。

(3) 基本健康診査については、医療制度改革に伴い平成19年度で終了し、平成20年度から医療保険者が行う特定検診へ移行するため、今後その手法について検討していく。

(4) 乳幼児健診のうち、乳児検診は、当分の間現行のとおり存続する。幼児健診は、合併時に熊本市の例により統合する。

(5) 組織育成(母子保健)については、合併後3年間は現行のとおり存続する。その後の取扱いについては新市において検討する。

(6) 5歳児相談及び集団予防接種については、当分の間現行のとおり存続する。

(7) ふるさと総合健診、腹部超音波検診及び健康まつりについては、合併特例区の事業として実施する。

31. 各種福祉制度の取扱い

(1) 次の事業については、新市の事業として継続する。

- | |
|-------------------|
| ア 熊本市優待証(さくらカード) |
| イ 住宅改造居宅介護支援員派遣事業 |
| ウ 生きがい推進事業 |